

公益財団法人日本バスケットボール協会 審判員および審判インストラクターに関する規程

第1節 総則

第1条〔目的〕

本章の規定は、本協会に登録されたバスケットボール競技の審判員(以下「審判員」という)および審判員の指導者(以下「審判インストラクター」という)の資格および地位に関する事項を定めることを目的とする。

第2条〔本協会の統制〕

本協会は、日本国内において行われる全てのバスケットボール競技の審判に関する事項について統制する権限を持つ。

第3条〔公式試合の審判員および審判インストラクター〕

- ① 本協会に登録された審判員以外の者は、日本国内における一切の公式試合の審判活動を行うことはできない。ただし、本協会が招聘した外国人審判員はこの限りではない。
- ② 本協会に登録された審判インストラクター以外の者は、日本国内における一切の公式試合の審判員を指導または評価審査することはできない。ただし、本協会が招聘した外国人審判インストラクターはこの限りではない。

第2節 審判員の資格(認定・更新)

第4条〔審判ライセンスの種類〕

審判員の資格(以下「審判ライセンス」という)の種類は、次の6種類とする。

- (1) S級審判員
- (2) A級審判員
- (3) B級審判員
- (4) C級審判員
- (5) D級審判員
- (6) E級審判員

第5条〔審判ライセンスの技能の区分〕

- ① S級審判員は、本協会が主催または管轄する全てのバスケットボール競技の競技会(以下「試合」という)の審判員を務める技能を有する者とする。
- ② A級審判員は、本協会が主催または管轄する全国規模の試合の審判員を務める技能を有する者とする。なお、A級審判員で特に優れた技能を有すると本協会が認めた者については、B1リーグ、B2リーグ、B3リーグおよびバスケットボール女子日本リーグの試合の審判員を務めることができる。
- ③ B級審判員は、本協会が主催または管轄するブロック規模の試合の審判員を務める技能を有する者とする。なお、B級審判員で特に優れた技能を有すると本協会が認めた者については、B1リーグ、B2リーグ、B3リーグおよびバスケットボール女子日本リーグの試合の審判員を務めることができる。
- ④ C級審判員は、都道府県バスケットボール協会が主催または管轄する全ての試合の審判員を務める技能を有する者とする。
- ⑤ D級審判員は、都道府県バスケットボール協会が主催または管轄する地区・市区郡町村規模の試合の審判員を務める技能を有する者とする。なお、D級審判員で特に優れた技能を有すると都道府県バスケットボール協会が認めた者については、都道府県規模の試合の審判員を務めることができる。
- ⑥ E級審判員は、都道府県バスケットボール協会が主催または管轄する地区・市区郡町村規模の試合の審判員を務める技能を有する者とする。

第6条〔審判ライセンスの認定〕

- ① S級審判員の審判ライセンスは、A級審判員のうちから、S級審判ライセンス認定講習会において適格と認められた者に対して本協会が認定する。
- ② A級審判員の審判ライセンスは、B級審判員のうちから、A級審判ライセンス認定講習会において適格と

認められた者に対して本協会が認定する。

- ③ B級審判員の審判ライセンスは、C級審判員のうちから、B級審判ライセンス認定講習会において適格と認められた者に対して所属の都道府県バスケットボール協会が認定する。なお、認定にあたっての審査基準については、本協会審判委員会が定める。
- ④ C級審判員の審判ライセンスは、C級審判ライセンス認定講習会において適格と認められた者に対して所属の都道府県バスケットボール協会が認定する。なお、認定にあたっての審査基準については、本協会審判委員会が定める。
- ⑤ D級審判員の審判ライセンスは、D級審判ライセンス認定講習会において適格と認められた者に対して所属の都道府県バスケットボール協会が認定する。なお、認定にあたっての審査基準については、本協会審判委員会が定める。
- ⑥ E級審判員の審判ライセンスは、E級審判ライセンス認定講習会において適格と認められた者に対して本協会が認定する。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、本協会は、外国で審判資格を取得した者については、その技能により適切な審判ライセンスを適宜認定することができる。

第7条〔審判ライセンスの有効期間〕

審判ライセンスの有効期間は、次のいずれか該当する種別に定めるとおりとする。

種別	審判ライセンスを新規に取得する場合	審判ライセンスを更新する場合
S級審判員 A級審判員 B級審判員	審判ライセンス認定日が属する年度の翌年度の4月1日から当該年度の最終日(3月31日)まで	4月1日から当該年度の最終日(3月31日)まで
C級審判員 D級審判員 E級審判員	審判ライセンス認定日から当該日が属する年度の翌年度以降最初に到来する西暦奇数年度の最終日(3月31日)まで	西暦偶数年度の4月1日から翌年度の最終日(3月31日)まで

第8条〔審判ライセンス認定講習会〕

- ① 本協会は、S級審判ライセンス認定講習会を年2回以上、A級審判ライセンス認定講習会を各ブロックにおいてそれぞれ年1回以上、またE級審判ライセンス認定講習会を随時開催する。
- ② 都道府県バスケットボール協会は、B級、C級およびD級審判ライセンス認定講習会をそれぞれ年1回以上開催する。なお、当該講習会の開催基準については、本協会審判委員会が定める。
- ③ 審判ライセンス認定講習会を受講しようとする者は、本協会審判委員会が定める受講条件を満たさなければ当該講習会を受講することができない。
- ④ 審判ライセンス認定講習会の受講者は、次のいずれか該当する種別に定める受講料を当該講習会主催協会に納付しなければならない。

種別	一般 (当該年度開始日(4月1日)現在において、18歳以上である受講者)	U18 (当該年度開始日(4月1日)現在において、18歳未満である受講者)
S級審判ライセンス認定講習会	20,000円	—
A級審判ライセンス認定講習会	7,000円	—
B級審判ライセンス認定講習会	4,000円	1,000円
C級審判ライセンス認定講習会	3,000円	1,000円
D級審判ライセンス認定講習会	2,000円	1,000円
E級審判ライセンス認定講習会	1,080円	1,080円

第9条〔審判ライセンス更新講習会〕

- ① 本協会は、審判員の技能の維持・向上および審判ライセンスの有効期間の更新を目的として、S級審判ライセンス更新講習会を年2回以上、A級審判ライセンス更新講習会を各ブロックにおいてそれぞれ年1回以

上、またE級審判ライセンス更新講習会を随時開催する。

- ② 都道府県バスケットボール協会は、管轄する審判員の技能の維持・向上および審判ライセンスの有効期間の更新を目的として、B級審判ライセンス更新講習会を年1回以上、C級およびD級審判ライセンス更新講習会を、それぞれ2年に1回以上開催する。なお、当該講習会の開催基準については、本協会審判委員会が定める。
- ③ 審判ライセンス更新講習会を受講しようとする者は、本協会審判委員会が定める受講条件を満たさなければ当該講習会を受講することができない。
- ④ 審判ライセンス更新講習会の受講者は、次のいずれか該当する種別に定める受講料を当該講習会主催協会に納付しなければならない。

種別	一般 (当該年度開始日(4月1日)現在において、18歳以上である受講者)	U18 (当該年度開始日(4月1日)現在において、18歳未満である受講者)
S級審判ライセンス更新講習会	30,000円	—
A級審判ライセンス更新講習会	7,000円	—
B級審判ライセンス更新講習会	4,000円	1,000円
C級審判ライセンス更新講習会	2,000円	1,000円
D級審判ライセンス更新講習会	2,000円	1,000円
E級審判ライセンス更新講習会	1,080円	1,080円

第3節 審判員の登録

第10条〔審判ライセンス取得者の登録義務〕

本協会または都道府県バスケットボール協会より審判ライセンスを認定された審判員は、本協会に登録し、第12条〔審判員の登録料〕に規定する登録料を納付しなければならない。なお、登録手続きが完了しない限り、認定された審判ライセンスは有効とならない。

第11条〔審判員の新規登録・登録更新手続き〕

審判員は、新規に登録する場合は本協会審判委員会が定める期限内に、登録を更新する場合は原則として毎年前年度の3月末日までに、本協会の定める会員登録管理システムを使用し、登録料の納付を含めた本協会への新規登録または登録更新手続きを完了しなければならない。

第12条〔審判員の登録料〕

審判員は、次の各号のいずれか該当する種別に定める登録料を、毎年度本協会および所属する都道府県バスケットボール協会に納付しなければならない。

(1) 一般(当該年度開始日(4月1日)現在において、18歳以上である審判員)

種別	基本審判員登録料(年間)	都道府県バスケットボール協会 審判員登録料(年間)
S級審判員	25,000円	5,000円
A級審判員	10,000円	5,000円
B級審判員	4,000円	4,000円
C級審判員	3,000円	3,000円
D級審判員	2,000円	2,000円
E級審判員	1,500円	1,000円

(2)U18(当該年度開始日(4月1日)現在において、18歳未満である受講者)

種別	基本審判員登録料(年間)	都道府県バスケットボール協会 審判員登録料(年間)
B級審判員	1,000円	無料
C級審判員	1,000円	無料
D級審判員	1,000円	無料
E級審判員	1,000円	無料

第13条〔審判員登録の変更・取消〕

- ① 審判員は、所定の手続きにより、本協会への登録内容を変更し、または取り消すことができる。なお、変更・取消の効力は、本協会が別途定める手順により承認した日をもって発生する。
- ② 前項により登録審判員が本協会への登録を取り消した場合は、同時に審判ライセンスを失効するものとする。
- ③ 登録審判員が本協会への登録を取り消しても、既に納付した登録料は返還しない。

第14条〔所属の変更〕

審判員は、主たる審判活動の場を、所属する都道府県バスケットボール協会から他の都道府県バスケットボール協会へ変更しようとする場合、「所属協会変更」申請を行い、変更前の都道府県バスケットボール協会および変更後の都道府県バスケットボール協会の承認を得なければならない。

第15条〔第二審判登録〕

審判員は、所属する都道府県バスケットボール協会に加え、恒常的に他の都道府県バスケットボール協会の管轄エリアでも審判活動を行おうとする場合、「第二審判登録」申請を行い、所属する都道府県バスケットボール協会および新たに審判活動を行おうとする都道府県の都道府県バスケットボール協会の承認を得ることで、審判活動の場を広げることができる。

第16条〔審判活動の休止〕

- ① 審判員は、長期で海外勤務をするために日本で審判活動ができない、もしくは長期の病気、怪我の治療または妊娠などのために審判活動ができないなど、やむを得ない理由がある場合、最長3年間に限り、審判活動を休止することができる。なお、休止しようとする場合は、「審判活動休止」申請を行い、所属する都道府県バスケットボール協会の承認を得なければならない。
- ② 前項により審判活動を休止する審判員は、休止期間中、第12条〔審判員の登録料〕に規定する本協会および所属する都道府県バスケットボール協会への登録料の支払いを免除される。

第4節 審判員の義務

第17条〔審判員の遵守義務〕

審判員は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令および本協会の各種規程・規則を遵守すること
- (2) 競技規則等を正しく理解し、常に公平公正な判定を行い、日本のバスケットボール発展に貢献すること
- (3) 所定の講習、研修会等に参加し、審判技能の向上に努めるとともに、審判員としての自覚と責任を持って行動すること
- (4) 試合に関して不正行為または操作を疑われることのないよう自らを厳しく律すること
- (5) 差別および暴力の根絶に向けた努力を継続すること
- (6) 暴力団など反社会的勢力とは一切関係を持たないこと
- (7) 暴力団など反社会的勢力との取引およびあらゆる不当要求を拒否すること

第18条〔審判員の服装〕

審判員の服装は、シャツ、黒色の長ズボン、黒色のソックスおよび黒色のシューズとし、当該試合を担当する審判員の服装は統一されていなければならない。

第5節 審判員の資格適格性の再審査および指導

第19条〔審判員の資格適格性の再審査及び指導〕

- ① 本協会または都道府県バスケットボール協会は、管轄する審判員が次の各号に該当する場合、審判員の資格適格性に対する再審査を行うことができる。
 - (1) 第5条〔審判ライセンスの技能の区分〕に規定する技能を有すると認められない場合
 - (2) 第17条〔審判員の遵守義務〕に違反した場合
 - (3) 第35条〔懲罰〕に定める機関において懲罰が科せられた場合
 - (4) その他審判員の資格適格性に疑義が生じた場合
- ② 本協会または該当する都道府県バスケットボール協会は、前項の再審査の結果、審判員の資格適格性の観点から、審判員へ次の各号の指導を行うことができる。ただし、前項第3号に該当する場合は当該機関によって科せられた懲罰を優先するものとし、当該懲罰事由と同一の事由をもって、重ねて指導を行うことはできない。
 - (1) 注意(口頭による注意)
 - (2) 厳重注意(文書による注意)
 - (3) 審判ライセンスの停止(一定期間の審判ライセンスの停止)
 - (4) 審判ライセンスの降級(下位の審判ライセンスへの変更)
 - (5) 審判ライセンスの失効
 - (6) 前5号に代えて、または併科し、一定期間の社会奉仕活動への従事、書面による反省文の提出その他必要な指導

第6節 審判インストラクターの資格(認定・更新)

第20条〔審判インストラクターライセンスの種類〕

本協会が認定および管轄する審判インストラクターライセンスの種類は、次の4種類とする。

- (1) T級審判インストラクター
- (2) 1級審判インストラクター
- (3) 2級審判インストラクター
- (4) 3級審判インストラクター

第21条〔審判インストラクターライセンスの技能の区分〕

- ① T級審判インストラクターは、T級以下の審判インストラクターおよびS級以下の審判員の指導、ならびに1級以下の審判インストラクターおよびS級以下の審判員の評価審査を務める技能を有する者とする。
- ② 1級審判インストラクターは、1級以下の審判インストラクターおよびS級以下の審判員の指導、ならびに2級以下の審判インストラクターおよびA級以下の審判員の評価審査を務める技能を有する者とする。
- ③ 2級審判インストラクターは、2級以下の審判インストラクターおよびA級以下の審判員の指導、ならびに3級の審判インストラクターおよびB級以下の審判員の評価審査を務める技能を有する者とする。
- ④ 3級審判インストラクターは、3級の審判インストラクターおよびB級以下の審判員の指導、ならびにC級以下の審判員の評価審査を務める技能を有する者とする。

第22条〔審判インストラクターライセンスの認定〕

- ① T級審判インストラクターのライセンスは、本協会から推薦された者のうちから、T級審判インストラクターライセンス認定講習会において適格と認められた者に対して本協会が認定する。
- ② 1級審判インストラクターのライセンスは、本協会から推薦された者のうちから、1級審判インストラクターライセンス認定講習会において適格と認められた者に対して本協会が認定する。
- ③ 2級審判インストラクターのライセンスは、本協会から推薦された者のうちから、2級審判インストラクターライセンス認定講習会において適格と認められた者に対して本協会が認定する。
- ④ 3級審判インストラクターのライセンスは、所属の都道府県バスケットボール協会から推薦された者のうちから、3級審判インストラクターライセンス認定講習会において適格と認められた者に対して本協会が認定する。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、本協会は、外国で審判インストラクター等の資格を取得した者については、その技能により適切な審判インストラクターライセンスを適宜認定することができる。

第23条〔審判インストラクターライセンスの有効期間〕

審判インストラクターライセンスの有効期間は、次のいずれか該当する種別に定めるとおりとする。

- (1) 審判インストラクターライセンスを新規に取得する場合は、ライセンス認定日が属する年度の翌年度の4月1日から当該年度の最終日(3月31日)まで
- (2) 審判インストラクターライセンスを更新する場合は、4月1日から当該年度の最終日(3月31日)まで

第24条〔審判インストラクターライセンス認定講習会〕

- ① 本協会は、T級、1級および2級審判インストラクターライセンス認定講習会をそれぞれ年1回以上、3級審判インストラクターライセンス認定講習会を随時開催する。
- ② 審判インストラクターライセンス認定講習会を受講しようとする者は、本協会審判委員会が定める受講条件を満たした者のうち、T級、1級および2級審判インストラクターライセンス認定講習会は本協会、3級審判インストラクターライセンス認定講習会は所属の都道府県バスケットボール協会の推薦がなければ当該講習会を受講することができない。
- ③ 審判インストラクターライセンス認定講習会の受講者は、次の各号のいずれか該当する種別に定める受講料を当該講習会主催協会に納付しなければならない。
 - (1) T級審判インストラクター認定講習会 20,000円
 - (2) 1級審判インストラクター認定講習会 5,000円
 - (3) 2級審判インストラクター認定講習会 4,000円
 - (4) 3級審判インストラクター認定講習会 2,160円

第25条〔審判インストラクターライセンス更新講習会〕

- ① 本協会は、審判インストラクターの技能の維持・向上およびライセンスの有効期間の更新を目的として、T級審判インストラクターライセンス更新講習会を年2回以上、1級および2級審判インストラクターライセンス更新講習会をそれぞれ年1回以上、3級審判インストラクターライセンス更新講習会を随時開催する。
- ② 審判インストラクターライセンス更新講習会を受講しようとする者は、本協会審判委員会が定める受講条件を満たさなければ当該講習会を受講することができない。
- ③ 審判インストラクターライセンス更新講習会の受講者は、次の各号のいずれか該当する種別に定める受講料を当該講習会主催協会に納付しなければならない。
 - (1) T級審判インストラクター更新講習会 20,000円
 - (2) 1級審判インストラクター更新講習会 5,000円
 - (3) 2級審判インストラクター更新講習会 4,000円
 - (4) 3級審判インストラクター更新講習会 2,160円

第7節 審判インストラクターの登録

第26条〔審判インストラクターライセンス取得者の登録義務〕

本協会よりライセンスを認定された審判インストラクターは、本協会に登録し、第28条〔審判インストラクターの登録料〕に規定する登録料を納付しなければならない。なお、登録手続きが完了しない限り、認定された審判インストラクターライセンスは有効とならない。

第27条〔審判インストラクターの新規登録・登録更新手続き〕

審判インストラクターは、新規に登録する場合は本協会審判委員会が定める期限内に、登録を更新する場合は原則として毎年前年度の3月末日までに、本協会の定める会員登録管理システムを使用し、登録料の納付を含めた本協会への新規登録または登録更新手続きを完了しなければならない。

第28条〔審判インストラクターの登録料〕

審判インストラクターは、次のいずれか該当する種別に定める登録料を、毎年度本協会および所属する都道府県バスケットボール協会に納付しなければならない。

種別	基本審判インストラクター登録料(年間)	都道府県バスケットボール協会審判インストラクター登録料(年間)
T級審判インストラクター	8,000円	2,000円
1級審判インストラクター	4,000円	1,000円
2級審判インストラクター	3,000円	1,000円
3級審判インストラクター	1,500円	500円

第29条〔審判インストラクター登録の変更・取消〕

- ① 審判インストラクターは、所定の手続きにより、本協会への登録内容を変更し、または取り消すことができる。なお、変更・取消の効力は、本協会が別途定める手順により承認の日をもって発生する。
- ② 前項により登録審判インストラクターが本協会への登録を取り消した場合は、同時に審判インストラクターライセンスを失効するものとする。

第30条〔所属の変更〕

審判インストラクターは、主たる活動の場を、所属する都道府県バスケットボール協会から他の都道府県バスケットボール協会へ変更しようとする場合、「所属協会変更」申請を行い、変更前の都道府県バスケットボール協会および変更後の都道府県バスケットボール協会の承認を得なければならない。

第31条〔審判インストラクター活動の休止〕

審判インストラクターは、長期で海外勤務をするために日本で審判インストラクター活動ができない、もしくは長期の病気、怪我の治療または妊娠などのために審判インストラクター活動ができないなど、やむを得ない理由がある場合、最長3年間に限り、審判インストラクター活動を休止することができる。なお、休止しようとする場合は、「審判インストラクター活動休止」申請を行い、所属する都道府県バスケットボール協会の承認を得なければならない。

第8節 審判インストラクターの義務

第32条〔審判インストラクターの遵守義務〕

審判インストラクターは、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令および本協会の各種規程・規則を遵守すること
- (2) 競技規則等を正しく理解し、常に公平公正な判定を行うよう審判員を指導し、日本のバスケットボール発展に貢献すること
- (3) 所定の講習、研修会等に参加し、審判インストラクター技能の向上に努めるとともに、審判インストラクターとしての自覚と責任を持って行動すること
- (4) 試合に関して不正行為または操作を疑われることのないよう自らを厳しく律すること
- (5) 差別および暴力の根絶に向けた努力を継続すること
- (6) 暴力団など反社会的勢力とは一切関係を持たないこと
- (7) 暴力団など反社会的勢力との取引およびあらゆる不当要求を拒否すること

第9節 審判インストラクターの資格適格性の再審査及び指導

第33条〔審判インストラクターの資格適格性の再審査および指導〕

- ① 本協会または都道府県バスケットボール協会は、次の各号に該当する場合、審判インストラクターの資格適格性に対する再審査を行うことができる。
 - (1) 第21条〔審判インストラクターライセンスの技能の区分〕に規定する技能を有すると認められない場合
 - (2) 第31条〔審判インストラクターの遵守義務〕に違反した場合
 - (3) 第34条〔懲罰〕に定める機関において懲罰が科せられた場合
 - (4) その他審判インストラクターの資格適格性に疑義が生じた場合
- ② 本協会または都道府県バスケットボール協会は、前項の再審査の結果、審判インストラクターの資格適格性の観点から、審判インストラクターへ次の指導を行うことができる。ただし、前項第3号に該当する場合は当該機関によって科せられた懲罰を優先するものとし、当該懲罰事由と同一の事由をもって、重ねて指導を行うことはできない。
 - (1) 注意(口頭による注意)
 - (2) 厳重注意(文書による注意)
 - (3) 審判インストラクターライセンスの停止(一定期間の審判インストラクターライセンスの停止)
 - (4) 審判インストラクターライセンスの降級(下位の審判インストラクターライセンスへの変更)
 - (5) 審判インストラクターライセンスの失効
 - (6) 前5号に代えて、または併科し、一定期間の社会奉仕活動への従事、書面による反省文の提出その他必要な指導

第10節 審判員および審判インストラクターの表彰ならびに懲罰

第34条〔表 彰〕

本協会は、審判技術の向上等に著しく貢献のあった審判員および審判インストラクターを表彰することができる。

第35条〔懲 罰〕

本協会の規律委員会または裁定委員会もしくは本協会の規律委員会または裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県バスケットボール協会等の規律委員会は、基本規程第10章の規定に従い、審判員または審判インストラクターに対して懲罰を科すことができる。

第11節 附則

第36条〔改 廃〕

本規程の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行う。

第37条〔施 行〕

本規程は、平成30年4月1日から施行する。